

名古屋市スポーツ施設 指定管理者募集要項

(対象施設：セット募集)

名古屋市枇杷島スポーツセンター・名古屋市山田プール
名古屋市緑スポーツセンター・名古屋市鳴海プール
名古屋市中村スポーツセンター・名古屋市富田北プール・名古屋市中川プール
名古屋市志段味スポーツランド・名古屋市香流橋プール・名古屋市守山プール

(対象施設：単館募集)

名古屋市名東スポーツセンター
名古屋市昭和スポーツセンター

令和 6年 6月
名古屋市スポーツ市民局

名古屋市スポーツ施設指定管理者募集要項目次

第1 本公募にかかる共通事項

1	施設の設置目的	2
2	施設の概要	2
3	指定管理者の指定の予定期間	3
4	応募資格等	4
5	管理の基準	4
6	管理運営業務に必要な知識及び技能並びに配置の基準	6
7	指定管理料	6
8	管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等	6
9	指定管理者の公募に関するスケジュール	8
10	申請書類・参考資料等の配付	8
11	申請書類の提出	9
12	申請書類作成・提出にあたっての注意	10
13	施設見学会	11
14	質問の受付と回答	12
15	指定管理者の選定	12
16	指定管理者の指定	13
17	協定の締結について	14
18	指定の取り消し等	14
19	団体の法人格の変更	14
20	申請にあたっての留意事項	14
21	市による評価の実施、公表	15
22	市監査委員等による監査	15
23	原状回復義務	15
24	業務の引継ぎ	15
25	問合せ先	16

第2 スポーツセンター（枇杷島・緑・中村・名東・昭和）及び温水プール（鳴海・香
流橋・富田北）に関する事項

1 施設の役割	17
2 指定管理者が行う業務の内容	17
3 管理の基準	18
4 事業収支に関する事項	21

第3 屋外冷水プール（山田・中川・守山）に関する事項

1 指定管理者が行う業務の内容	26
2 管理の基準	26
3 指定管理料について	26
4 使用料収入について	27
5 自動販売機等の設置	27

第4 志段味スポーツランドに関する事項

1 施設の役割	28
2 指定管理者が行う業務の内容	28
3 管理の基準	29
4 事業収支に関する事項	30

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号。以下「体育館条例」という。）第12条、名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号。以下「スポーツランド条例」という。）第11条及び名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号。以下「プール条例」という。）第12条の規定により、名古屋市（以下「市」という。）は指定管理者を次のとおり公募します。

なお、枇杷島スポーツセンターと山田プール、緑スポーツセンターと鳴海プール、中村スポーツセンターと富田北プールと中川プール、志段味スポーツランドと香流橋プールと守山プールについてはセットでの募集とします。単館で募集する施設は施設ごとに、セットで募集する施設はセットごとに選定を行います。

これまで、スポーツ庁は全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を作るという方向性が示され、時間をかけて取り組むべきものとして包括的かつ大局的な観点から整理し、「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。本市においては、令和4年度に「レッツ エンジョイ スポーツ～NAGOYAでスポーツを楽しみ、つくり、共につながろう～」を基本理念とした「第3期名古屋市スポーツ推進計画」を策定し、全ての市民が生涯にわたり、スポーツに親しむことで、笑顔で元気に過ごすことができることを目指します。また、社会の変化や状況に応じて、スポーツを既存の仕組みにとらわれず柔軟に見直し・改善し、最適な手法等を考え、つくり出すとともに、地域、スポーツ団体や民間事業者等、様々な人々が身近な地域でスポーツを通してつながることを目指します。

また、令和8年度に開催が予定される第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会を一過性のスポーツイベントで終わらせるのではなく、スポーツの持つ幅広い価値を、本市を取り巻く課題の解決に活用する契機とします。令和3年度に「スポーツで名古屋の未来を照らす」を基本理念とした「名古屋市スポーツ戦略」を策定し、スポーツにより地域の活性化等を図ることで、にぎわいあふれ、市民が誇りを持てる都市を目指します。

このような背景の中で、誰もが気軽にスポーツができる場所を提供するスポーツ施設において、以下の3点を指定管理者選定における重点事項とし、応募者からの提案を求めるとともに、審査基準とします。

- ① スポーツ施設に求められる役割が多様化する中で、応募者の創意工夫により、地域に根差したスポーツ施設の可能性を最大限に発揮する
- ② 時流に沿ったリスク管理を徹底するとともに、誰もが安心安全・快適に利用できる施設づくりを推進する
- ③ 収益確保及び管理運営経費の削減に取り組み、市民へのサービス水準の維持向上を前提に持続可能な運営を目指す

第1 本公募にかかる共通事項

1 施設の設置目的

- (1) スポーツセンター（枇杷島・緑・中村・名東・昭和）・温水プール（鳴海・香流橋・富田北）・屋外冷水プール（山田・中川・守山）
市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図る。（体育館条例第 1条・プール条例第 1条）
- (2) 志段味スポーツランド
自然環境の下におけるスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、市民の心身の健全な発達に寄与する。（スポーツランド条例第 1条）

2 施設の概要

- (1) 枇杷島スポーツセンター・山田プール

ア 枇杷島スポーツセンター

所在地	名古屋市西区枇杷島一丁目 1番 2号
施設概要	第1 競技場、第2 競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、弓道練習場、会議室（3室）、駐車場
開館	昭和62年 4月

イ 山田プール

所在地	名古屋市西区五才美町 236 番地の 1
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、駐輪場、駐車場
開所等	昭和 59 年

- (2) 緑スポーツセンター・鳴海プール

ア 緑スポーツセンター

所在地	名古屋市緑区相原郷一丁目2901番地
施設概要	第1 競技場、第2 競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、弓道練習場、会議室（3室）、駐車場
開館	平成 4年 7月

イ 鳴海プール

所在地	名古屋市緑区浦里一丁目66番地
施設概要	練習用プール、幼児用プール、有料駐車場
開館	昭和47年 6月

- (3) 中村スポーツセンター・富田北プール・中川プール

ア 中村スポーツセンター

所在地	名古屋市中村区中村町字待屋43番地の 1
施設概要	第1 競技場、第2 競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、弓道練習場、会議室（4室）、駐車場
開館	平成 6年 7月

イ 富田北プール

所在地	名古屋市中川区吉津四丁目3201番地
施設概要	練習用プール、学童用プール、幼児用プール、体育室、駐車場
開館	平成元年11月

ウ 中川プール

所在地	名古屋市中川区北江町3丁目1番地
施設概要	練習プール1、幼児用プール1、駐輪場
開所等	昭和40年、平成10年改修

(4) 名東スポーツセンター

所在地	名古屋市名東区猪高町大字高針字勢子坊307番地の12
施設概要	第1競技場、第2競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、会議室(2室)、駐車場
開館	平成9年10月

(5) 昭和スポーツセンター

所在地	名古屋市昭和区吹上二丁目6番15号
施設概要	第1競技場、第2競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、会議室(3室)、駐車場
開館	平成14年2月

(6) 志段味スポーツランド・香流橋プール・守山プール

ア 志段味スポーツランド

所在地	名古屋市守山区桜坂五丁目105番地
施設概要	競技場、トレーニング室、会議室兼軽運動室、庭球場、少年野球場、駐車場
開所	昭和60年7月(庭球場、少年野球場(第1)、プール) 昭和62年4月(体育館) 平成25年4月(少年野球場(第2))

イ 香流橋プール

所在地	名古屋市千種区香流橋一丁目2番35号
施設概要	練習用プール、歩行用プール、学童用プール、幼児用プール、ジャグジー、駐車場
開館	昭和54年8月(平成10年12月改築移転)

ウ 守山プール

所在地	名古屋市守山区村合町197番地
施設概要	練習プール1、幼児用プール1、駐輪場
開所等	昭和44年

※各施設の詳細は別紙1「施設概要の詳細」に記載

3 指定管理者の指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

ただし、指定期間中であっても、公の施設として廃止することとなった場合には、当該施設の廃止の日をもって指定管理者の業務内容を変更するとともに、指定管理料の変更を協議します。なお、施設の廃止があった場合でも、違約金、損害賠償は支払いません。

4 応募資格等

(1) 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、募集の公表を開始した日から候補者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ。）までの期間に次の要件を満たす団体であること。（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となるすべての団体が要件を満たすことが必要）

ア 破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 名古屋市長指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止を受けていないこと。

カ 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。

ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。

ケ 「名古屋市長が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月 28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は株式会社（単独企業、特別目的会社（以下「SPC」という。）等）、又はNPO法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体を含む。）等である必要があります。

また、SPC設立予定として応募する場合、選定結果の公表までに設立することの実現性を証明する資料を応募時に必ず提出してください。

共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、「第1 17 協定の締結について」に示す基本協定書及び年度協定書（以下「協定」という。）の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者としします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

(3) グループ（複数団体）による応募の注意点

グループによる応募の場合、その構成団体すべてが前 2号の応募資格及び応募者の形態を満たしている必要があります。

構成団体は、他のグループの構成団体として、あるいは単独企業として同一施設に応募することはできません。

グループの代表企業及び構成団体の変更は原則認めません。

5 管理の基準

(1) 条例等関係法令の遵守

施設の管理運営に際しては、地方自治法、同施行令及び業務仕様書に示す関係法令に精通し、これを遵守していただきます。また、施設の設置目的を深く理解し、それを達成するよう努めていただきます。

(2) 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条及び個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、その具体的内容である情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表、個人情報の開示等に関する事項については、協定に定め、これを遵守してください。

(3) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の 2第 1項に基づき、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じてください。

(4) 利用者の安全を考慮した管理運営

利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を行うこととし、併せて緊急時にかかる対応計画について、事業計画書の中で示してください。

(5) 第三者への委託

ア 指定管理に係る業務の一部を第三者へ委託する場合、あらかじめ市の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行っていただきます。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。

イ 指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせることはできますが、プール監視業務及びトレーニング室運営業務（清掃及び保守点検業務を除く。）を委託し、又は請け負わせることはできません。

ウ 委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担してください。

(6) 暴力団の施設利用における措置

「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（平成24年 3月30日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとします。暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市スポーツ市民局スポーツ施設課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対して照会し、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行います。

(7) 障害者への対応

指定管理者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」及び「障害者がスポーツ施設をご利用される際の職員対応の手引き」に則った対応を行ってください。第三者へ業務を委託した場合には、受託業者にも準用されます。

(8) 性的少数者への対応

指定管理者は、「性の多様性への理解を深めるための職員ハンドブック」を十分に理解した上で利用者対応を行ってください。

6 管理運営業務に必要な知識及び技能並びに配置の基準

別紙 2「職員配置基準」のとおり

7 指定管理料

(1) 指定管理料の支払い

指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する「年度協定書」（「第17 協定の締結について」を参照のこと。）において定めるものとします。指定管理料の額は、指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、原則として増額は認めません。

また、指定管理料は原則として精算しません。（修繕費を除く。）

(2) 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

また、収支計画と実績の大幅な乖離、事業の縮小、業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

(3) 管理口座

管理運営業務に係る指定管理者の経費及び収入は、原則として、団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

(4) 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費について、雇用形態別の賃金水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。）。また、その際、当初年度の人件費の1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という。）。

申請団体は、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ指定管理者指定申請書提出時に提出してください。また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。なお、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」については、市公式ウェブサイトで閲覧可能です。

8 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等

(1) 責任分担について市と指定管理者により協議を行う事項

指定管理者が善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害・損失や運営費の増加が生じた場合は、その分担のあり方及び費用負担について協議します。

また、予想しえない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないと市が判断した場合においては、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

施設の管理運営上想定されるリスクについて、基本的考え方は下記のとおりです。

項 目	内 容	責任分担	
		市	指定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需用の変動	当初の需用見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり2,500千円を超える大規模修繕が必要となる場合（利用促進施設に係るものを除く。）	○	
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり2,500千円以下の修繕が必要となる場合		○
施設の休館(場)	施設・設備の修繕にかかる工事等により、長期間施設を休館(場)する場合	協議事項	
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民への損害（騒音、振動、光、駐車対策等）	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	不適切な施設管理など、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○
利用料金の精算	次期指定管理者への利用料金の精算にかかる費用		○

※上記にあてはまらない事項については、その都度協議を行うこととします。

(2) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者に損害賠償責任を負っていただきます。

イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を負った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとします。

(3) 保険への加入

指定管理者は上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で社会体育施設保険等に参加するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(4) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体（以下「候補者」という。）が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、候補者の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

9 指定管理者の公募に関するスケジュール

(1) 募集要項・業務仕様書等の配布	令和 6年 6月 3日（月）～ 7月22日（月）
(2) 申請書類・参考資料の配付	令和 6年 6月 3日（月）～ 7月22日（月）
(3) 施設見学会	令和 6年 6月10日（月）～ 6月24日（月）
(4) 質問受付：募集に関するもの	令和 6年 6月 3日（月）～ 6月19日（水）
：施設に関するもの	令和 6年 6月 3日（月）～ 7月 1日（月）
(5) 質問回答：募集に関するもの	令和 6年 6月下旬予定
：施設に関するもの	令和 6年 7月中旬予定
(6) 申請書類の提出日の予約	令和 6年 7月22日（月）～ 7月23日（火）
(7) 申請書類の提出	令和 6年 7月29日（月）～ 7月30日（火）
(8) 第 1次審査	令和 6年 8月27日（火）
(9) 第 1次審査結果の通知	令和 6年 8月29日（木） 予定
(10) 第 2次審査（ヒアリング）	令和 6年 9月 5日（木）・ 6日（金） 予定
(11) 候補者・次点候補者の選定	令和 6年 9月 6日（金） 予定
(12) 選定結果の通知	令和 6年 9月下旬予定
(13) 指定管理者の指定	令和 6年12月予定
(14) 指定管理者との協定締結	令和 7年 3月予定

※応募者説明会は開催いたしませんので、ご注意ください。

10 申請書類・参考資料等の配付

(1) 配付場所

〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課
（名古屋市役所西庁舎12階）
TEL:052-972-3263

(2) 配布期間

令和 6年 6月 3日（月）から 7月22日（月）まで
平日午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

- ※募集要項、業務仕様書は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。(令和 6年 6月 3日ウェブサイト公開予定)
- ※申請書類・業務仕様書にかかる別紙及び参考資料は名古屋市公式ウェブサイトからはダウンロードできません。上記期間中、上記配付場所にてCD-Rでお渡ししますので、事前に電話連絡の上来庁してください。

11 申請書類の提出

(1) 申請書類

申請書類は、原則A4サイズ縦長、横書きとします。

- ア 指定管理者指定申請書(様式 1)(セット募集については施設ごとに提出)
- イ 委任状(様式 1-2) ※該当する場合のみ提出
- ウ 共同事業体協定事項確認書兼委任状(様式 1-3) ※該当する場合のみ提出
- エ 誓約書(様式 2)
- オ 法人等の概要(様式 3)
- カ 事業計画書(様式 4～様式 4-⑨)
- キ 賃金スライド制度に関する書類「対象人件費等計算書」(様式 5)
※申請施設ごとに作成してください。
- ク 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料「指定管理者申請団体 代表者等名簿」(様式 6) 及び上記名簿の内容を入力したExcelデータ(様式 6別添)
※グループによる応募の場合、その構成団体すべてについて提出してください。
- ケ 法人等の書類
 - ① 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類
 - ② 登記事項証明書(「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれか)
 - ③ 法人等の事業計画書及び収支予算書
 - ④ 役員名簿及び履歴書
 - ⑤ 主な出資者名簿
 - ⑥ 直近 3年の法人税、申請者の所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(滞納がない旨の証明でも可)
- コ 財務書類
 - ① 財務諸表添付書類(様式 7)
 - ② 直近の決算終了年度から 3年間の財務諸表等(別紙 3「提出書類一覧」で示す書類)

(2) 提出部数

- ア 正本 1部、その写し11部
ただし、上記(1)キ、ク及びケについては正本 1部のみ、(1)コについては正本 1部及び副本 1部
- イ 正本のPDFデータ、様式 5及び様式 6別添のExcelデータを格納したCD-ROM(※) 1枚
※データは、Microsoft2016で対応可能なものにしてください。

(3) 提出先・提出期間

- 提出先 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
 名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課
- 提出期間 令和 6年 7月29日(月) から 7月30日(火)
- 受付時間 午前 9時から午後 5時30分まで(正午から午後 1時までは除く。)
- ※申請書類の提出方法は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)とします。郵送の場合の提出期

限は、下記(4)に基づき市が指定した日必着とします。

(4) 提出日の予約

申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。郵送申請の場合も同様に予約申し込みをしてください。

ア 予約申込

別紙 4「指定管理者指定申請書提出予約申込書」にて、電子メールで「25 問合せ先」まで申し込んでください。

イ 予約受付期間

令和 6年 7月22日（月）午前 9時から 7月23日（火）午後 5時まで

ウ 申請書類の提出日時の通知

申請書類の提出日時は、市が指定した上で予約申込書を送信した電子メールアドレスあてに通知します。

エ その他

提出時に市が書類確認をした結果、不備があり、申請書類の修正・追加の必要があると判断した場合には、上記（3）提出期間内に対応してください。対応できなかった場合、その申請は受理せず、申請はなかったものとして取扱います。

12 申請書類作成・提出にあたっての注意

(1) 申請書類作成について

ア 様式ごとに 2枚以上にわたる場合は、両面印刷してください。

イ 余白は上下左右とも15mmとしてください。

ウ 本文の文字サイズは10.5pt以上としてください。

エ 枠や色の使用は、読みやすさを損ねることの無いよう工夫してください。

オ 事業計画書（様式 4～様式 4-⑨）については、申請書類に記載されている上限枚数を遵守して作成してください。

カ 自主事業については、自主事業と分かるよう記載してください。

(2) 申請書類提出について

ア 指定申請書（「11 申請書類の提出」(1)ア～カ）

提出の際は、単館で募集する施設は施設ごとに、セットで募集する施設はセットごとに 1部ずつフラットファイルに別紙 3「提出書類一覧」の順序で綴じたうえ、インデックスをすべてにつけてください。

なお、フラットファイルには、以下のとおり背ラベルをつけてください。フラットファイル及び背ラベルについては、分別して廃棄が容易な形としてください。

例「〇〇スポーツセンター指定管理者指定申請書（申請者名称）」

イ 賃金スライド制度に関する書類・指定管理者申請団体代表者名簿（「11 申請書類の提出」(1)キ・ク）

製本せず、別にして提出してください。

ウ 法人等の書類・財務書類（「11 申請書類の提出」(1)ケ・コ）

申請団体で 1部ずつフラットファイルに別紙 3「提出書類一覧」の順序で綴じたうえ、インデックスをすべてにつけてください。

なお、フラットファイルには、以下のとおり背ラベルをつけてください。フラットファイル及び背ラベルについては、分別して廃棄が容易な形としてください。

「法人等の書類・財務書類（申請者名称）」

また、財務書類副本については、ステー普拉留めにして別冊として提出してください。厚み

がありステープラ留めが困難な場合は、フラットファイル又はパイプファイルに綴じて提出してください。

13 施設見学会

(1) 施設見学会

ア 日時

日 時		開 催 施 設
6月10日（月）	10時00分 ～ 11時00分	富田北プール
	14時00分 ～ 16時00分	緑スポーツセンター
6月12日（水）	10時00分 ～ 11時00分	中川プール
	14時00分 ～ 15時00分	山田プール
6月14日（金）	10時00分 ～ 11時00分	鳴海プール
6月17日（月）	10時00分 ～ 11時00分	香流橋プール
	14時00分 ～ 16時00分	中村スポーツセンター
6月18日（火）	10時00分 ～ 12時00分	名東スポーツセンター
6月21日（金）	10時00分 ～ 12時00分	昭和スポーツセンター
	14時00分 ～ 16時00分	枇杷島スポーツセンター
6月24日（月）	10時00分 ～ 11時00分	守山プール
	14時00分 ～ 16時00分	志段味スポーツランド

イ 内容

施設の概要説明、施設見学及び施設各所図面の閲覧

ウ 参加人数

1団体あたり 3名まで

エ その他

昭和スポーツセンターの第1競技場は改修工事のため見学できません。

名東スポーツセンターは全館改修工事のため、指定した箇所以外の見学はできません。主に機械室等は見学できる予定です。

なお、昭和スポーツセンター及び名東スポーツセンターの工事箇所については、施設見学会時に参考資料として施設内の写真を提供いたします。

(2) 参加申込

ア 申込方法

参加を希望する団体は、以下の事項を明記のうえ、電子メールにより「25 問合せ先」まで申し込んでください（申込の様式は問いません）。

①法人名

②参加人数

③見学を希望する施設

④連絡先（担当者名、電話番号、電子メールアドレス）」

イ 申込期限

それぞれ各施設の見学会日時の3開庁日前の正午

(3) 参加の際の注意事項

開始時間に施設の正面玄関にご集合ください。

来場には公共交通機関をご利用ください。

施設の駐車場は使用できません。

当日は参加者に募集要項等を提供いたしません。

現地見学会における写真撮影は原則可能ですが、個人情報の保護等の理由により一部禁止する場所があります。

14 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

質問は別紙 5「質問票」にて、「25 問合せ先」において、電子メールにより受付します。なお、募集に関する質問は令和 6 年 6 月 19 日（水）までに、施設に関する質問は令和 6 年 7 月 1 日（月）までに提出ください。ファックス、来庁又は電話による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問者、施設見学会参加者及び申請書類等資料を受け取ったすべての団体に対し電子メールで回答します。

15 指定管理者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、2段階の公募型プロポーザル方式とし、募集要項及び業務仕様書が求める水準を満たしており、財務分析した評価が著しく低くなく、候補者となることのできる最低ライン（最低基準点）以上の得点を得た団体の中から選定します。

最初に第 1 次審査として申請書類をもとに名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会スポーツ施設第 1 部会（以下「部会」という。）で評価・審査を行い、第 1 次審査の通過者を決定します。次に第 2 次審査として、第 1 次審査の通過者に、部会において申請書類にかかるプレゼンテーションを受け、評価・審査を行い、候補者及び次点候補者の選定を行います。

※第 1 次審査の結果、第 2 次審査を行っても候補者又は次点候補者となりえない場合、原則としてその応募者の第 2 次審査を行いません。

(2) 部会の構成

部会を構成する委員は以下のとおりです（敬称略、順不同）。

加藤 義人	岐阜大学客員教授
湯 海鵬	愛知県立大学名誉教授
平野 佳代子	医療法人継承会 井戸田整形外科名駅スポーツクリニック リハビリテーション部 部長
福谷 朋子	弁護士
三矢 勝司	名古屋学院大学現代社会学部准教授

※委員が申請団体と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合は、当該委員は当該選定にかかるすべての審査に参加できないこととします。

(3) 選定の基準

部会における審査は、事業計画書等の内容及びプレゼンテーション等の結果を基に、別紙 6「審査基準及び配点」に従い審査を行います。

各委員が採点した合計点数が高い順に順位点を付け、以下の方法で順位を決定します。順位決定方法に従い決定した 1 位の順位者が候補者、2 位の順位者が次点候補者となります。

- ① 順位点の合計の少ない順
- ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
- ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
- ④ ①～③で決まらなかった場合は、部会で協議のうえ部会長の裁定により候補者を決定

※順位点については、得点数が1位は1点、2位は2点、3位は3点というように順位が高いほど得点数は低くなります。

(4) 管理実績に対する加(減)点

現指定管理者である団体が、今回の募集において同一施設に応募した場合、現指定期間を通じた評価に基づき、第1次審査において各委員の合計点に対して以下のような5段階の加(減)点をします。

※現指定管理者である団体に限るため、共同事業体の相手方を変更して応募した場合は現指定管理者として評価しません。

(採点基準)

○管理実績	優							劣		
○配点		+10	・	+5	・	0	・	-5	・	-10

(5) 選定結果の公表

選定結果は応募者全員に通知するほか、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの情報提供などにより公表します。公表する内容は、①部会の開催日時、②部会の委員、③候補者及び次点候補者として選定された団体、④申請団体、⑤部会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く）、⑥候補者の提案の概要※、⑦各申請団体の得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。

※候補者となった団体は、別紙7「提案の概要」を別途作成してください。

(6) その他

募集の公表を開始した日から候補者選定までの間に「4 応募資格等 (1) 応募資格」に列挙する各要件を満たさなくなった場合、その候補者を失格とします。

16 指定管理者の指定

(1) 指定手続き

ア 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、名古屋市会の議決を経た上で、候補者を指定管理者に指定します。指定管理者の指定を受けた団体には指定されたことを通知します。

イ 候補者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合その他候補者としてすることができなくなった場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、次点候補者を候補者とします。

(2) 指定後の対応

指定管理者の指定後、指定された団体は協定の締結までに事業計画を作成していただきます。また、指定管理者が交替する場合は業務の引継ぎを行っていただきます。引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者が負担します。

なお、指定管理者の指定を受けた団体が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管

理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことがあります。

17 協定の締結について

指定管理者は、市との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。なお、協定書は、指定期間をとおして効力を有する「基本協定書」及び年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

18 指定の取り消し等

市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて指定管理料の全部又は一部を返還するとともに当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として市に納付しなければなりません。

- (1) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- (2) 指定管理者が正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき
- (3) 指定管理者が業務の履行にあたり市の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- (5) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (6) その他市が指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるとき

19 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格取得も含む。）される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行います。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

20 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- (2) 1団体につき提案（申請）は一つとし、同一施設に複数の提案はできません。また、単独で申請した団体が、他のグループの構成団体となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできません。
- (3) 申請書類の内容を提出期限後に変更することは、原則としてできません。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。また、申請書類に記載されていない内容を2次審査でプレゼンテーションした場合は、失格等の措置を講じる場合があります。
- (5) 申請書類を作成する際は、選定の資料となることを認識した上で、各設問において求められている事項を対応する様式に漏らさず記載するよう注意してください。
- (6) 申請書類を提出する際に必要な書類の不備が確認された場合は受付けることができませんので、提出の際は申請団体の責任において必要な書類が揃っているか十分確認をしてください。

- (7) 申請書類を提出した後に辞退する場合は、文書により直ちに届け出てください。
- (8) 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。
- (9) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、本市が必要と認める場合は、資料を追加して提出していただきます。追加して提出された資料の取扱いも、他に提出されている書類の取扱いと同様とします。
- (10) 提出書類等は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。行政文書公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、市において判断しますので、原則意見照会及び公開請求があった旨の通知は行いません。ただし、市が必要と判断する場合は、意見照会を行います。(名古屋市情報公開審査会答申については市公式ウェブサイトに掲載しています。)
- なお、名古屋市議会で指定管理者の指定を審議するため、応募内容の概要を資料として提出する場合があります。
- (11) 申請団体が選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、当該選定にかかる接触をした事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- (12) 本市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

21 市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者による施設の管理運営状況の点検・評価を行い、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの結果を公表するとともに、次期選定に活用することとします。

22 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員（第 199 条第 7 項）、包括外部監査人（第 252 条の 37 第 4 項）又は個別外部監査人（第 252 条の 42 第 1 項）による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

23 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでいただきます。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと市が判断した場合、又は、次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、市がこれを承認した場合は、これによらないこともできるものとします。

24 業務の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施していただきます。引継ぎに要する経費は、原則として、指定管理者の負担とします。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をしていただきます。

25 問合せ先

〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課
電話番号 052-972-3263

電子メールアドレス a3263-01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

※予約申込等を受け付けた旨の連絡は致しませんので、電子メールを送信される際は、開封確認設定を行う等、応募者で受信確認を行ってください。電子メールの送受信にかかるトラブル等については、市はその責任を負いません。

第2 スポーツセンター（枇杷島、緑、中村、名東、昭和）及びプール（鳴海、富田北、香流橋）に関する事項

1 施設の役割

指定管理者は、「名古屋市スポーツ推進計画」（令和 5年 3月第 3期策定）及び「名古屋市スポーツ戦略」（令和 3年 8月策定）等市の施策に基づき、下記の施設の役割に沿って管理運営を行ってください。なお、「名古屋市スポーツ推進計画」及び「名古屋市スポーツ戦略」は市公式ウェブサイトでご覧可能です。

(1) 地域スポーツ推進の拠点（スポーツセンター）

地域におけるスポーツ推進の拠点として、多様化する市民ニーズに対応したスポーツ事業を企画実施するなど地域スポーツ振興の重要な役割を果たします。

(2) 競技スポーツの拠点（スポーツセンター）

市域における競技大会を開催する施設として、スポーツ・レクリエーション団体と連携協力し、競技スポーツの拠点としての役割を果たします。

(3) 地域スポーツの振興（プール）

多様化する市民ニーズに対応したスポーツ事業を企画実施するなど地域スポーツ振興の重要な役割を果たします。

(4) 運動・スポーツ実施率の向上

「第 3期名古屋市スポーツ推進計画」では、すべての市民が生涯にわたり、スポーツに親しむことで、笑顔で元気に過ごすことができることを目指しており、また、社会の変化や状況に応じて、スポーツを既存の仕組みにとらわれず柔軟に見直し・改善し、最適な手法等を考え、つくり出すとともに、地域、スポーツ団体や民間事業者等、様々な人々が身近な地域でスポーツを通してつながることを目指しています。そして、数値目標として成人の週 1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合を70%以上とすることを目標としています。

2 指定管理者が行う業務の内容

詳細は、各施設の業務仕様書を参照してください。

I 指定管理者が実施しなければならない業務（以下「基本業務」という。）

- (1) 一般の利用及び事業の実施に関する事
- (2) 使用の許可に関する事
- (3) 施設の利用料金に関する事
- (4) 維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する事
- (5) 緊急時対応に関する事
- (6) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関する事
- (7) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関する事
- (8) 指定管理者の引継ぎに関する事
- (9) その他市が定める業務

II 指定管理者が独自で実施することができる業務（以下「自主事業」という。）

自主事業とは、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、施設の利用者増を図ることを目的として、「I 基本業務」以外で実施することができる業務のことです。

- (1) 基本の使用（開場）時間外の施設の供用に関すること
- (2) 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
- (3) 物販事業
- (4) 広告業務
- (5) その他指定管理者の提案により実施する事業

3 管理の基準

- (1) 休館日（休場日）及び使用時間（供用時間）

ア スポーツセンター

名古屋市体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第73号）に基づき、休館日（休場日）及び使用時間（供用時間）は下表を基本とします。

ただし、利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休館日（休場日）に開館（開場）する場合や、下表の使用時間（供用時間）外で使用する場合は、指定管理者からの申出を受けて、市と協議の上決定します。

また、天災その他やむを得ない事情により、市が特に必要があると認めたときは休館日（休場日）での臨時開館（開場）のほか、休館日（休場日）外での臨時休館（休場）や使用時間（供用時間）の変更をする場合があります。

①休館日（休場日）

名 称	休館日（休場日）
緑スポーツセンター 中村スポーツセンター 名東スポーツセンター	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときを除く。） 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで
枇杷島スポーツセンター 昭和スポーツセンター	金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。） 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで

②使用時間（供用時間）

使用区分	使用時間（供用時間）
第 1競技場、第 2競技場、 軽運動室、弓道練習場、 会議室	午前 9時から午後 9時まで （日曜日（毎月第 2日曜日及び毎月第 4日曜日を除く。）及び祝日法による休日（以下「第 1日曜日等」という。）は午後 6時）
温水プール、 トレーニング室	午前10時から午後 8時30分まで （日曜日及び祝日法による休日（以下「日曜日等」という。）は午後 6時）
駐車場	午前 8時45分から午後 9時 5分まで （第 1日曜日等は午後 6時 5分）

イ プール

名古屋市プール条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第78号）に基づき、休場日及び開場時間は下表を基本とします。

ただし、利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休場日に開場する場合や、下表の開場時間外で使用する場合は、指定管理者からの申出を受けて、市と協議の上決定します。

また、天災その他やむを得ない事情により、市が特に必要があると認めたときは休場日での臨時開場のほか、休場日外での臨時休場や開場時間の変更をする場合があります。

①休場日

名 称	休場日
富田北プール 香流橋プール	月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。） 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで
鳴海プール	金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。） 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで

②開場時間

使用区分	開場時間
屋内プール	午前10時から午後 8時30分まで (日曜日等は午後 6時)
体育室（富田北プールのみ）	午前 9時から午後 9時まで (日曜日等は午後 6時)
駐車場（鳴海プールのみ）	午前 8時45分から午後 9時 5分まで (日曜日等は午後 6時 5分)

※注意事項

- (1) 香流橋プールは余熱利用施設であるため、清掃工場からの温水による熱供給が停止する期間は休場となります。停止予定期間としては、清掃工場が計画的に行う法定検査整備に伴い年間 2週間から 3週間程度、年末年始の休業に伴い10日間程度を予定しています。このほか設備等の故障により熱供給が停止する場合があります。
- (2) 富田北プールは、第 1種压力容器法定検査整備が必要なため、年間 1週間程度の休場期間があります。また、余熱利用施設のため、清掃工場からの温水による熱供給が停止する期間は休場となります。

(2) 管理用カメラの管理

本施設は、管理用カメラが設置されている施設のため、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針の廃止について」（令和 5年 3月28日付 4ス市第 161号）に従い、管理用カメラを管理・運用していただきます。

(3) 市のスポーツ振興計画等に沿った管理運営

指定管理者には、「名古屋市スポーツ推進計画」及び「名古屋市スポーツ戦略」等、市の定めたスポーツ振興にかかる基本計画を熟知し、これらの計画に沿った管理運営を行い、利用促進に努めてください。

(4) スポーツ・レクリエーション関係団体との連携協力

本施設は、スポーツ・レクリエーション関係団体の活動の場として多く利用されているため、それらの団体との連携協力を円滑に得ることのできる体制を整えてください。

(5) 備品の取扱いについて

備品の定義は名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）第 132条によります。
本施設で使用する備品については次のとおり取り扱っていただきます。

ア トレーニング器具について

- ① トレーニング室に配置するトレーニング器具については、体育館業務仕様書「別紙 5 名古屋市スポーツ施設トレーニング室管理・運営の手引き」の最低基準表に基づき、配置していただきます。

- ②既に配置されている市所有のトレーニング器具については、指定管理者の判断で継続して使用することができますが、老朽化及び故障等により安全に使用できないと専門業者等により判断された場合、市はその代替として新たなトレーニング器具の貸付を行いませんので、金額に関わらず、原則として同等品以上を調達していただきます。
- ③調達にあたっては、リース契約等による調達経費は基本業務の施設の管理運営に要する経費（以下「管理運営経費」という。「4 事業収支に関する事項 (5) 【参考】指定管理者の収入と支出一覧」参照）に含むことができますが、購入による調達経費は管理運営経費に含むことはできません。指定管理者が購入により調達したトレーニング器具は市に帰属しません。
- ④市所有のトレーニング器具については、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定期間満了時に返還していただきます。なお、返還する際は、トレーニング器具を安全に使用できる状態としてください。
- ⑤指定管理者がトレーニング器具を新たに設置し、市所有のトレーニング器具と入れ替える場合に要する撤去・保管・指定期間満了時の復旧にかかる費用は、管理運営経費に含むことはできません。
- ⑥現指定管理者がリース契約等でトレーニング器具を調達しており、指定期間開始時に指定管理者が新たにトレーニング器具を設置する場合は、速やかに設置し利用者のサービス向上に努めてください。

イ 自動発売機（券売機）

- ①自動発売機（券売機）（以下「券売機」という。）について、指定管理者に貸し付けている券売機が、老朽化及び故障等により使用できないと判断された場合、市はその代替として新たな券売機の貸付を行いませんので、原則として同等品を調達していただきます。
- ②調達にあたっては、リース契約等による調達経費は管理運営経費に含むことができますが、購入による調達経費は管理運営経費に含むことはできません。指定管理者が購入により調達した券売機は市に帰属しません。

ウ 自動体外式除細動器（AED）

- ①自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、業務仕様書「参考資料 5 AED設置台数及び設置場所」に基づき、配置していただきます。
- ②施設に配置されているAEDについては、リース期間終了時に新たなAEDの調達を市は行いませんので、金額に関わらず、管理運営経費により同等品以上を購入又はリースしてください。
- ③指定管理者が指定期間中に購入したAEDは、すべて市に帰属します。次期指定管理者へ引継ぐ際は、AEDを安全に使用できる状態としてください。

エ 上記ア、イ及びウを除く備品について

- ①施設に配置されている市所有の備品については、無償で指定管理者に貸し付けられ、使用できます。また同備品は、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定期間満了時に返還していただきます。なお、廃棄にかかる費用は、管理運営経費に含めてください。
- ②施設の管理運営上必要な1,600千円未満の備品は管理運営経費で購入していただきます。
- ③指定管理者が指定期間中に管理運営経費で購入した備品は、すべて市に帰属し、指定期間満了時に市に引渡していただきます。

(6) 複合施設（香流橋プール及び富田北プール）

香流橋プール及び富田北プールは、それぞれ香流橋地域センター及び富田北地域センターとの複合施設として運営されています。よって、共用部分の管理、光熱水費等の経費を各施設と分担していただきます。

(7) 環境局との協定等（香流橋プール及び富田北プール）

香流橋プール及び富田北プールは、環境局各工場や併設の施設及び地域との関係を良好に維持するため、共用設備の管理基準等について、環境局と協定等により定めております。指定管理者においても、当該協定等を遵守していただきます。

(8) 大規模改修工事について（「4 事業収支に関する事項（10）」参照）

指定期間中、以下の施設で大規模改修工事を行います。当該施設以外の改修工事については、工事期間及び休館期間は未定です。

施設名	施設区分	工事内容	休館期間（予定）
中村スポーツセンター	全館	受変電設備取替工事等	令和 7年12月 1日から令和 8年 3月31日

※大規模改修工事の期間については、期間延長又は短縮されることがあります。改修工事中は臨時休館の必要があります。

※大規模改修工事にあたっては、工事範囲および関連する諸室の備品移動が必要になる見込みです。市と協議の上、工事实施に伴う備品の移動、保管を実施してください。

(9) 第20回アジア競技大会（以下「アジア競技大会」という。）、第 5回アジアパラ競技大会（以下「アジアパラ競技大会」という。）への協力・支援

組織委員会及び競技団体が実施する準備、練習会場としての活用、テストイベント等に協力し、最大限配慮してください。また、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の機運醸成につながるよう、一般利用者等に対するPRについて積極的に協力してください。なお、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の影響により事業計画に影響が出る場合、改めて収支計画等を協議するものとします。

(10) 学校外プール活用事業（仮称）への協力

名古屋市教育委員会が実施する学校外プール活用事業（仮称）について、ヒアリングや実施に向けた協議など教育委員会との調整に協力してください。なお、事業を実施することになった場合、改めて収支計画等を協議するものとします。

4 事業収支に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者で協議し、管理運営経費から施設運営収入及び自主事業収入の一部を差し引いた額を、会計年度（4月 1日から翌年 3月31日まで）毎に予算の範囲内で月ごとの分割により支払います（原則毎月15日）。

指定管理料	=	(4)管理運営経費	－	(2)施設運営収入	－	(3)自主事業収入の一部
-------	---	-----------	---	-----------	---	--------------

※括弧内の数字は、下記の見出し符号に対応

【参考】 過去の指定管理料等（消費税等含む。）

ア 指定管理料（予算額）

（単位：千円）

施設名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
枇杷島スポーツセンター	98,027	98,882	98,882
緑スポーツセンター	88,375	89,230	89,230
中村スポーツセンター	79,725	80,580	80,580
名東スポーツセンター	75,937	76,792	76,792
昭和スポーツセンター	68,097	68,815	68,815

鳴海プール	51,001	51,003	51,003
富田北プール	44,558	44,787	44,787
香流橋プール	42,221	42,675	42,675

※指定管理料には、修繕費を含みます。

イ 補填額（決算額）（単位：千円）

施設名	令和3年度	令和4年度
枇杷島スポーツセンター	0	8,622
緑スポーツセンター	16,044	19,499
中村スポーツセンター	16,312	29,479
名東スポーツセンター	21,133	30,245
昭和スポーツセンター	18,796	29,212
鳴海プール	3,847	4,004
富田北プール	6,033	4,926
香流橋プール	4,920	6,610

※補填額には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減収補填金、燃料価格高騰による補填金及び施設設備改修等（鳴海プール：下水道接続）による補填金を含みます。

(2) 施設運営収入

ア 利用料金収入（基本の使用時間内）

基本の使用時間における施設及び附属設備の利用料金は、指定管理者の収入となります。

① 利用料金の設定

- a 施設及び附属設備の利用料金は、体育館条例等に定める利用料金の基準額に 0.7から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- b 令和7年3月31日までに令和7年4月1日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、現指定管理者が市長の承認を得て定めた額が適用されます。
- c 令和12年3月31日までに令和12年4月1日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て定めた額が適用されます。指定管理者には、利用料金の額が確定した後、利用者に対し周知を行っていただきます。
- d 指定管理者が施設ごとに発行できる個人使用施設の回数券・定期券の有効期限は、令和12年3月31日までとします(第2競技場回数券を除く)。ただし、利用者の利便に資する場合は、次期指定管理者との協議により、これによらない取扱いをすることができるとします。
- e 受益者負担の適正化を図るための使用料改定等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議します。

② 共通利用券

- a 指定管理者が施設ごとに発行できる個人使用施設の回数券・定期券のほか、複数のスポーツセンター等の温水プール、弓道練習場又はトレーニング室において共通して使用することができる共通回数券、共通定期券があります。これらの共通利用券については、体育館条例等に利用料金の額が定められているため、額の変更はできません。
- b 共通利用券で使用できる施設は、別紙8「共通利用の施設」のとおりです。
- c 駐車場の回数券は、スポーツセンター等で共通して使用することができ、1回及び回数券の利用料金は、体育館条例等に定める額に設定されています。
- d 共通回数券、共通定期券を施設外に持ち出して販売することを禁止します。
- e この共通利用による利用料金の精算は行いません。

イ 市の施策として実施する教室等事業収入

市の施策として実施する教室等事業について、利用者が支払う参加料は指定管理者の収入と

なります。

(3) 自主事業収入

「 2 II 自主事業」を実施することにより得られる収入のことです。

ア 利用料金収入（基本の使用時間外）

基本の使用時間外での利用料金の設定は指定管理者の提案となります。

イ 教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。）

ウ 物販事業収入

エ 広告料収入

オ その他指定管理者の提案により実施する事業収入

※自主事業収入による指定管理料の縮減

自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の全部又は一部を指定管理料の縮減に充当することができます。

なお、充当額は指定管理者の提案によることとします。

(4) 管理運営経費

「 2 I 基本業務」に要する経費のことです。主な経費は以下のとおりとなります。

人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課※ など
--

※事業所税（資産割）

施設の収支計画における支出総額（事業所税にかかる金額を除く。）に対する利用料金の収入が 5割を超える場合、指定管理者が事業主体とみなされ、当該指定管理者に対して事業所税（資産割）が課税されます。

(5) 自主事業に係る費用

「 2 II 自主事業」に要する経費のことです。教室等を実施するため施設を使用する際に支払う利用料金、自動販売機などを設置する際に市に支払う貸付料・目的外使用料及びその他実施にかかる経費が含まれます。

【参考】指定管理者の収入と支出一覧

基本 業務	実施しなければならない業務	収入	(1) 指定管理料	・ 指定管理料
			(2) 施設運営収入	・ 利用料金収入（基本の使用時間内） ・ 市の施策として実施する教室等事業収入
	実施しなければならない業務	支出	(4) 管理運営経費	・ 人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課 など
自主 事業	自主事業として実施することができる業務	収入	(3) 自主事業収入	・ 利用料金（基本の使用時間外） ・ 教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。） ・ 物販事業収入 ・ 広告料収入 ・ その他指定管理者の提案により実施する事業収入 ※自主事業の利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。
	自主事業として実施することができる業務	支出	(5) 自主事業に係る費用	・ 利用料金 ・ 貸付料・目的外使用料 ・ その他実施にかかる経費

(6) 市への利用料金等の納付

上記(2)に規定する施設運営収入その他指定管理料の算定根拠となる収入が、事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付していただく場合があります。

(7) 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

- ア 令和 7年 4月 1日以降の使用分で、令和 7年 3月31日までに現指定管理者に納入された専用使用料に係る利用料金は、利用日を基準に利用料金収入の帰属を判断するため、現指定管理者から収入証拠書類を添えて支払われます。収入証拠書類の点検は、指定管理者自らの責任で行ってください。
- イ 指定期間開始前に販売された共通定期券（1年）のうち残利用期間が指定期間に属するものについては、現指定管理者との協議により、精算を行ってください。
- ウ 令和12年 4月 1日以降の使用分で、令和12年 3月31日までに指定管理者に納入された専用使用に係る利用料金については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください。（指定管理者が変更となる場合に限りです。）
- エ 指定期間満了後に利用される共通定期券（1年）については、残利用期間に相当する額を指定管理者から次期指定管理者に支払ってください。

(8) Bリーグ開催に係る利用料金収入について（枇杷島・中村スポーツセンターのみ）

豊通ファイティングイーグルス名古屋（以下「豊通」という。）がホームゲームを行う際の競技場等の利用料金収入は指定管理者に帰属します。豊通がホームゲームで使用するにあたり、通常の使用時間以外で開館の必要があれば、臨時開館してください。また、豊通がホームゲームで利用することを鑑み、施設の利便性及び環境整備に対して誠意をもって対応してください。なお、豊通がホームゲームで利用する計画が変更あるいは取り止め等により、想定していた利用料金収入を下回ることになっても、原則市は補償しません。

(9) 修繕費等について

ア 次に掲げる事項については、市が直接執行することとし、これ以外の費用を管理運営経費に計上していただきます。

① 原形を変ずる修繕及び模様替

② 1件 2,500千円を超える修繕

③ 1件 1,600千円以上の備品購入（トレーニング器具等を指定管理者の負担により購入する場合を除く。）

④ その他協議により定める事項

※指定管理者が自主事業として設置する既存施設の利用促進をはかる施設・設備にかかる費用については、指定管理者が負担することになります。

イ 1件 2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の費用については、各年度下表に定める基準額を、修繕費として管理運営経費に含めることとし、この額を下回ることとはできません。なお、応募者が基準額以上の経費がかかると判断した場合は、その金額を計上し提案してください。

各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たなかった場合には、指定管理者は提案額から執行額を引いた差額を市へ返納することとします。提案額を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払は行いません。

(単位：千円)

施設名	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
枇杷島スポーツセンター	5,680	7,100	7,100	7,100	8,520
緑スポーツセンター	5,680	7,100	7,100	7,100	8,520
中村スポーツセンター	5,680	7,100	7,100	7,100	8,520
名東スポーツセンター	5,680	7,100	7,100	7,100	8,520
昭和スポーツセンター	4,960	6,200	6,200	6,200	7,440
鳴海プール	3,440	4,300	4,300	4,300	5,160
香流橋プール	3,440	4,300	4,300	4,300	5,160
富田北プール	1,600	2,000	2,000	2,000	2,400

ウ 修繕費で支出できるものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「14 工事請負費」で支出するものに相当するものとします。

(10) 工事休館等に伴う指定管理料について

中村スポーツセンターについては、「3 管理の基準 (8)」に定めるとおり、大規模改修工事の実施に伴う施設の休館を前提に、利用料金収入及び管理運営経費等の算定をしてください。なお、休館期間中であることを踏まえ、業務内容を精査してください。

第3 屋外冷水プール（山田・中川・守山）に関する事項

1 指定管理者が行う業務の内容

詳細は、各施設の仕様書を参照してください。

- (1) 一般の利用に関すること
- (2) 使用の許可に関すること
- (3) 使用料の徴収に関すること
- (4) 維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること
- (5) 開場期間外の管理に関すること
- (6) 緊急時対応に関すること
- (7) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
- (8) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
- (9) 指定管理者の引継ぎに関すること
- (10) その他市が定める業務

2 管理の基準

(1) 開場期間及び開場時間

名古屋市プール条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第78号。）に基づき、開場期間及び開場時間は下表の通りとします。

ただし、天災その他やむを得ない事由により、市が特に必要があると認めたときは、開場期間以外の臨時開場のほか、開場期間での臨時休場や開場時間の変更をすることがあります。また、指定管理者から臨時開場の申出があった場合は、協議の上決定します。それに伴い、年間の開場期間または開場時間に変更されることがあります。

プール清掃等のため、開場期間中に 5日程度の休場日があります。

開場期間	開場時間
7月20日から8月31日まで	午前10時から午後 5時30分まで

3 指定管理料について

(1) 指定管理料の支払い

市は、プールの管理運営に要する経費について、会計年度（4月 1日から翌年 3月31日まで）毎に予算の範囲内で分割支払い（4月・6月）を行います。

※参考として令和 4年度及び令和 5年度の指定管理料(協定により定められた金額)並びに令和 4年度の光熱水費を示します。

(単位：円)

施設名	予算		実績
	4年度指定管理料	5年度指定管理料	4年度光熱水費
山田プール	12,268,000	12,268,000	3,544,222
中川プール	10,774,000	10,774,000	2,981,081
守山プール	11,109,000	11,109,000	3,201,832

※1 修繕費を除く

※2 光熱水費は令和 4年度事業報告書（指定管理者作成）による

【参考】

補填額（決算額）

（単位：千円）

施設名	令和 4年度
山田プール	238
中川プール	102
守山プール	130

※燃料価格高騰による補填金

(2) 最低使用水道量について

指定管理者は、「第1 11 申請書類の提出」に規定する「名古屋市スポーツ施設指定管理者事業計画書」の収支計画書において、各年度下表に定める最低使用水道量を提案することとします。応募者が最低使用水道量以上の水道量がかかると判断した場合は、その数量を計上し提案してください。

（単位：m³）

施設名	最低使用水道量
山田プール	4,780
中川プール	4,140
守山プール	3,670

(3) 指定管理料の精算

指定管理料は精算しません。ただし、修繕費については、工事完了後、実績報告書に基づき(1)の指定管理料とは別に精算しますので、収支計画には含めないでください。修繕が総額 500 千円を超える場合、市と協議する必要があります。

なお、修繕費で精算できるものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「14 工事請負費」で支出するものに相当するものとします。

(4) 修繕費等について

次に掲げる事項については、市が直接執行することとし、これ以外の費用を管理運営経費に計上していただきます。

ア 原形を変ずる修繕及び模様替

イ 1件 2,500千円を超える修繕

ウ 市の責めに帰すべき事由があると市が判断した修繕

エ 1件 1,600千円以上の備品購入

オ その他協議により定める事項

4 使用料収入について

施設使用にかかる使用料はすべて市の収入とし、使用料の徴収事務に関しては、地方自治法施行令第 158条第 1項第 1号に基づき、これを指定管理者に委託します。

5 自動販売機等の設置

指定管理者が利用者の利便性の向上を図るため、自動販売機等を運営しようとする場合は、市と協議の上、市有地及び建物の一部貸付契約を締結する必要があります。ただし、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）により制限を受ける場合があります。

第4 志段味スポーツランドに関する事項

1 施設の役割

指定管理者は、「名古屋市スポーツ推進計画」（令和 5年 3月第 3期策定）及び「名古屋市スポーツ戦略」（令和 3年 8月策定）等市の施策に基づき、下記の施設の役割に沿って管理運営を行ってください。なお、「名古屋市スポーツ推進計画」及び「名古屋市スポーツ戦略」は市公式ウェブサイトでご覧可能です。

(1) 地域スポーツの振興

多様化する市民ニーズに対応したスポーツ事業を企画実施するなど地域スポーツ振興の重要な役割を果たします。

(2) 競技スポーツの拠点

市域における競技大会を開催する施設として、スポーツ・レクリエーション団体と連携協力し、競技スポーツの拠点としての役割を果たします。

(3) 運動・スポーツ実施率の向上

「第 3期名古屋市スポーツ推進計画」では、すべての市民が生涯にわたり、スポーツに親しむことで、笑顔で元気に過ごすことができることを目指しており、また、社会の変化や状況に応じて、スポーツを既存の仕組みにとらわれず柔軟に見直し・改善し、最適な手法等を考え、つくり出すとともに、地域、スポーツ団体や民間事業者等、様々な人々が身近な地域でスポーツを通してつながることを目指しています。そして、数値目標として成人の週 1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合を70%以上とすることを目標としています。

2 指定管理者が行う業務の内容

詳細は、業務仕様書を参照してください。

I 指定管理者が実施しなければならない業務（以下「基本業務」という。）

- (1) 一般の利用及び事業の実施に関する事
- (2) 使用の許可に関する事
- (3) 施設の利用料金に関する事
- (4) 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事
- (5) 緊急時対応に関する事
- (6) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関する事
- (7) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関する事
- (8) 指定管理者の引継ぎに関する事
- (9) その他市が定める業務

II 指定管理者が独自で実施することができる業務（以下「自主事業」という。）

自主事業とは、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、施設の利用者増を図ることを目的として、「I 基本業務」以外で実施することができる業務のことです。

- (1) 基本の使用（開場）時間外の施設の供用に関する事
- (2) 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
- (3) 物販事業
- (4) 広告業務
- (5) その他指定管理者の提案により実施する事業

3 管理の基準

名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第77号）に基づき、休館日（休場日）及び供用時間は下表を基本とします。

ただし、利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休館日（休場日）に開館（開場）する場合や、下表の供用時間外で使用する場合は、指定管理者からの申出を受けて、市と協議の上決定します。

また、天災その他やむを得ない事情により、市が特に必要があると認めたときは休館日（休場日）での臨時開館（開場）のほか、休館日（休場日）外での臨時休館（休場）や供用時間の変更をする場合があります。

使用区分		供用期間	供用時間
少年野球場		1月 4日から 3月31日まで及び 10月 1日から 12月28日まで	午前 9時から 午後 4時30分まで
		4月 1日から 9月30日まで	午前 9時から 日の入相当時刻まで
庭球場		1月 4日から 12月28日まで	午前 9時から 日の入相当時刻まで
体育館	競技場・会議室 兼軽運動室	1月 4日から 12月28日まで	午前 9時から午後 9時（日曜日（毎月第 2 日曜日及び毎月第 4日曜日を除く。）及 び祝日法による休日は午後 6時）まで
	トレーニング室	1月 4日から 12月28日まで	午前10時から午後 8時30分（日曜日及び祝 日法による休日は午後 6時）まで

(2) 管理用カメラの管理

本施設は、管理用カメラが設置されている施設のため、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針の廃止について」（令和 5年 3月28日付 4ス市第 161号）に従い、管理用カメラを管理・運用していただきます。

(3) 市のスポーツ振興計画等に沿った管理運営

指定管理者には、「名古屋市スポーツ推進計画」及び「名古屋市スポーツ戦略」等、市の定めたスポーツ振興にかかる基本計画を熟知し、これらの計画に沿った管理運営を行い、利用促進に努めてください。

(4) スポーツ・レクリエーション関係団体との連携協力

本施設は、スポーツ・レクリエーション関係団体の活動の場として多く利用されているため、それらの団体との連携協力を円滑に得ることのできる体制を整えてください。

(5) 備品の取扱いについて

備品の定義は名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）第 132条によります。

本施設で使用する備品については次のとおり取り扱っていただきます。

ア トレーニング器具について

- ① トレーニング室に配置するトレーニング器具については、業務仕様書「別紙 5 名古屋市スポーツ施設トレーニング室管理・運営の手引き」の最低基準表に基づき、配置していただきます。

- ②既に配置されている市所有のトレーニング器具については、指定管理者の判断で継続して使用することができますが、老朽化及び故障等により安全に使用できないと専門業者等により判断された場合、市はその代替として新たなトレーニング器具の貸付を行いませんので、金額に関わらず、原則として同等品以上を調達していただきます。
- ③調達にあたっては、リース契約等による調達経費は基本業務の施設の管理運営に要する経費（以下「管理運営経費」という。「4 事業収支に関する事項 (5) 【参考】指定管理者の収入と支出一覧」参照）に含むことができますが、購入による調達経費は管理運営経費に含むことはできません。指定管理者が購入により調達したトレーニング器具は市に帰属しません。
- ④市所有のトレーニング器具については、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定期間満了時に返還していただきます。なお、返還する際は、トレーニング器具を安全に使用できる状態としてください。
- ⑤指定管理者がトレーニング器具を新たに設置し、市所有のトレーニング器具と入れ替える場合に要する撤去・保管・指定期間満了時の復旧にかかる費用は、管理運営経費に含むことはできません。

イ 自動発売機（券売機）

- ①自動発売機（券売機）（以下「券売機」という。）について、指定管理者に貸し付けている券売機が、老朽化及び故障等により使用できないと判断された場合、市はその代替として新たな券売機の貸付を行いませんので、原則として同等品を調達していただきます。
- ②調達にあたっては、リース契約等による調達経費は管理運営経費に含むことができますが、購入による調達経費は管理運営経費に含むことはできません。指定管理者が購入により調達した券売機は市に帰属しません。

ウ 自動体外式除細動器（AED）

- ①自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、業務仕様書「参考資料 5 AED設置台数及び設置場所」に基づき、配置していただきます。
- ②施設に配置されているAEDについては、リース期間終了時に新たなAEDの調達を市は行いませんので、金額に関わらず、管理運営経費により同等品以上を購入又はリースしてください。
- ③指定管理者が指定期間中に購入したAEDは、すべて市に帰属します。次期指定管理者へ引継ぐ際は、AEDを安全に使用できる状態としてください。

エ 上記ア、イ及びウを除く備品について

- ①施設に配置されている市所有の備品については、無償で指定管理者に貸し付けられ、使用できます。また同備品は、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定期間満了時に返還していただきます。なお、廃棄にかかる費用は、管理運営経費に含めてください。
- ②施設の管理運営上必要な 1,600千円未満の備品は管理運営経費で購入していただきます。
- ③指定管理者が指定期間中に管理運営経費で購入した備品は、すべて市に帰属し、指定期間満了時に市に引渡していただきます。

4 事業収支に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者で協議し、管理運営経費から施設運営収入及び自主事業収入の一部を差し引いた額を、会計年度（4月 1日から翌年 3月31日まで）毎に予算の範囲内で月ごとの分割により支払います（原則毎月15日）。

指定管理料 = (4)管理運営経費 − (2)施設運営収入 − (3)自主事業収入の一部
--

※括弧内の数字は、下記の見出し符号に対応

【参考】 過去の指定管理料等（消費税等含む。）

ア 指定管理料（予算額）

（単位：千円）

施設名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
志段味スポーツランド	48, 134	49, 213	49, 213

※指定管理料には、修繕費を含みます。

イ 補填額（決算額）

（単位：千円）

施設名	令和3年度	令和 4年度
志段味スポーツランド	0	3, 687

※ 補填額には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減収補填金、燃料価格高騰による補填金を含みます。

(2) 施設運営収入

ア 利用料金収入（基本の使用時間内）

基本の使用時間における施設及び附属設備の利用料金は、指定管理者の収入となります。

① 利用料金の設定

- 施設及び附属設備の利用料金は、スポーツランド条例に定める利用料金の基準額に 0.7 から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることになります。
- 令和 7 年 3 月 31 日までに令和 7 年 4 月 1 日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、現指定管理者が市長の承認を得て定めた額が適用されます。
- 令和12年 3 月 31 日までに令和12年 4 月 1 日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て定めた額が適用されます。指定管理者には、利用料金の額が確定した後、利用者に対し周知を行っていただきます。
- 指定管理者が施設ごとに発行できる個人使用施設の回数券・定期券の有効期限は、令和12 年 3 月 31 日までとします。ただし、利用者の利便に資する場合は、次期指定管理者との協議により、これによらない取扱いをすることができるとします。
- 受益者負担の適正化を図るための使用料改定等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議します。

② 共通利用券

- 指定管理者が施設ごとに発行できる個人使用施設の回数券・定期券のほか、複数のスポーツセンター等のトレーニング室において共通して使用することができる共通回数券、共通定期券があります。これらの共通利用券については、スポーツランド条例に利用料金の額が定められているため、額の変更はできません。
- 共通利用券で使用できる施設は、別紙 8「共通利用の施設」のとおりです。
- 共通回数券、共通定期券を施設外に持ち出して販売することを禁止します。
- この共通利用による利用料金の精算は行いません。

イ 市の施策として実施する教室等事業収入

市の施策として実施する教室等事業について、利用者が支払う参加料は指定管理者の収入となります。

(3) 自主事業収入

「2 II 自主事業」を実施することにより得られる収入のことです。

ア 利用料金収入（基本の使用時間外）

基本の使用時間外での利用料金の設定は指定管理者の提案となります。

イ 教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。）

- ウ 物販事業収入
- エ 広告料収入
- オ その他指定管理者の提案により実施する事業収入

※自主事業収入による指定管理料の縮減

自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の全部又は一部を指定管理料の縮減に充当することができます。

なお、充当額は指定管理者の提案によることとします。

(4) 管理運営経費

「２Ⅰ 基本業務」に要する経費のことです。主な経費は以下のとおりとなります。

人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課※ など

※事業所税（資産割）

施設の収支計画における支出総額（事業所税にかかる金額を除く。）に対する利用料金の収入が 5割を超える場合、指定管理者が事業主体とみなされ、当該指定管理者に対して事業所税（資産割）が課税されます。

(5) 自主事業に係る費用

「２Ⅱ 自主事業」に要する経費のことです。教室等を実施するため施設を使用する際に支払う利用料金、自動販売機などを設置する際に市に支払う貸付料・目的外使用料及びその他実施にかかる経費が含まれます。

【参考】指定管理者の収入と支出一覧

基本業務	実施しなければならない業務	収入	(1) 指定管理料	・ 指定管理料
			(2) 施設運営収入	・ 利用料金収入（基本の使用時間内） ・ 市の施策として実施する教室等事業収入
	実施しなければならない業務	支出	(4) 管理運営経費	・ 人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課 など
自主事業	自主事業として実施することができる業務	収入	(3) 自主事業収入	・ 利用料金（基本の使用時間外） ・ 教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。） ・ 物販事業収入 ・ 広告料収入 ・ その他指定管理者の提案により実施する事業収入 ※ 自主事業の利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。
	自主事業として実施することができる業務	支出	(5) 自主事業に係る費用	・ 利用料金 ・ 貸付料・目的外使用料 ・ その他実施にかかる経費

(6) 市への利用料金等の納付

上記(2)に規定する施設運営収入その他指定管理料の算定根拠となる収入等が、事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付していただく場合があります。

(7) 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

- ア 令和 7年 4月 1日以降の使用分で、令和 7年 3月31日までに現指定管理者に納入された専用使用料に係る利用料金は、利用日を基準に利用料金収入の帰属を判断するため、現指定管理者から収入証拠書類を添えて支払われます。収入証拠書類の点検は、指定管理者自らの責任で行ってください。
- イ 指定期間開始前に販売された共通定期券（1年）のうち残利用期間が指定期間に属するものについては、現指定管理者との協議により、精算を行ってください。
- ウ 令和12年 4月 1日以降の使用分で、令和12年 3月31日までに指定管理者に納入された専用使用に係る利用料金については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください。（指定管理者が変更となる場合に限りです。）
- エ 指定期間満了後に利用される共通定期券（1年）については、残利用期間に相当する額を指定管理者から次期指定管理者に支払ってください。

(8) 修繕費等について

- ア 次に掲げる事項については、市が直接執行することとし、これ以外の費用を管理運営経費に計上していただきます。
- ① 原形を変ずる修繕及び模様替
 - ② 1件 2,500千円を超える修繕
 - ③ 1件 1,600千円以上の備品購入（トレーニング器具等を指定管理者の負担により購入する場合を除く。）
 - ④ その他協議により定める事項
- ※指定管理者が自主事業として設置する既存施設の利用促進をはかる施設・設備にかかる費用については、指定管理者が負担することになります。
- イ 1件 2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の費用については、各年度下表に定める基準額を、修繕費として管理運営経費に含めることとし、この額を下回ることとはできません。なお、応募者が基準額以上の経費がかかると判断した場合は、その金額を計上し提案してください。
- 各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たなかった場合には、指定管理者は提案額から執行額を引いた差額を市へ返納することとします。提案額を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払は行いません。

（単位：千円）

施設名	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
志段味スポーツランド	5,200	6,500	6,500	6,500	7,800

- ウ 修繕費で支出できるものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第 2項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「14 工事請負費」で支出するものに相当するものとしします。